

第5回栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和2(2020)年2月26日(水) 16:30～

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

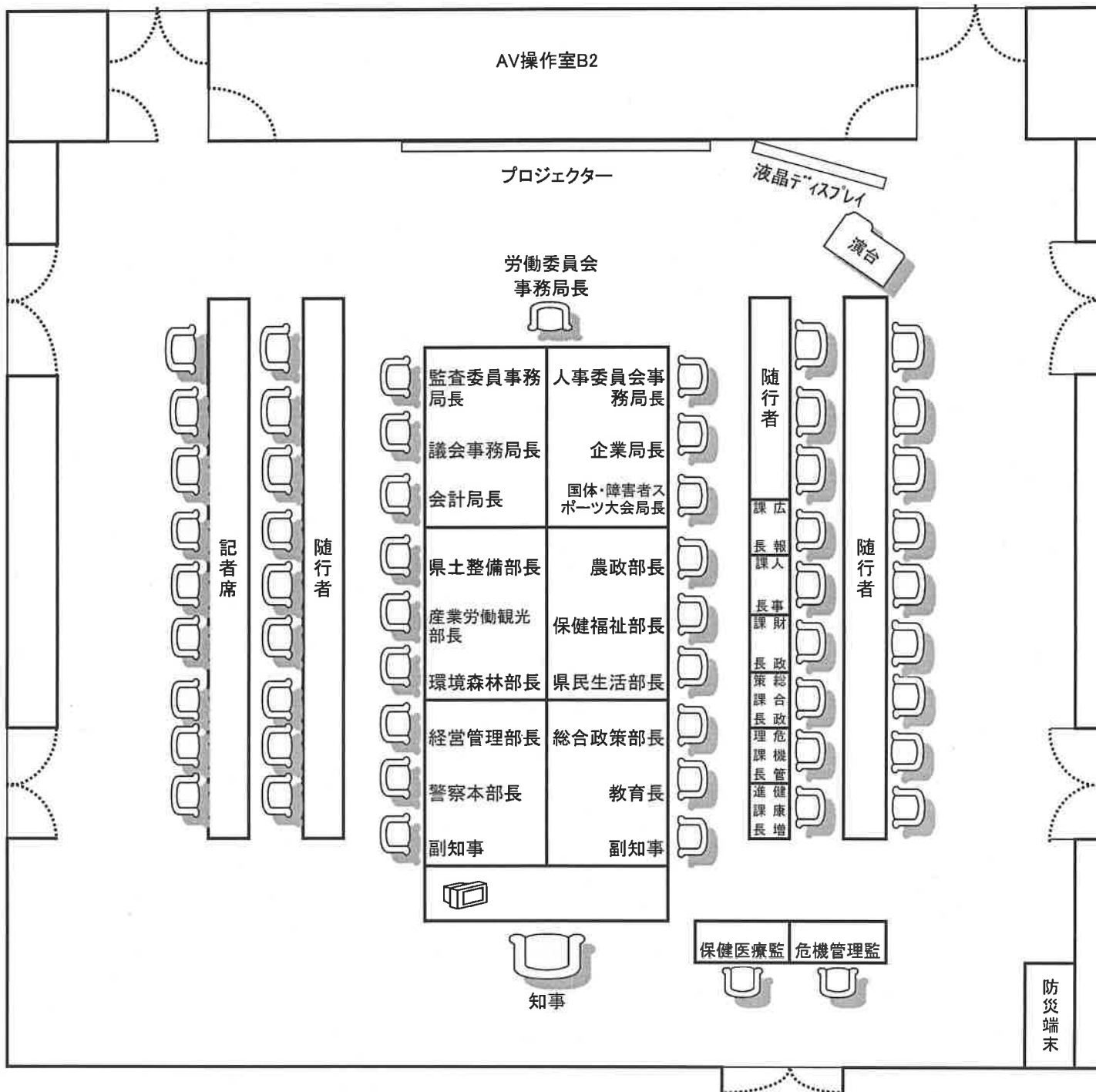
- (1) 県主催イベントの開催基準(案)について
- (2) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部長	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	石崎 金市
	環境森林部長	鈴木 峰雄
	保健福祉部長	森澤 隆
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	沼尾 正史
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	入野 祐子
	監査委員事務局長	篠崎 直樹
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健医療監	海老名 英治	

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



報道関係者 各位

令和2年2月25日

【照会先】

健康局 結核感染症課

感染症情報管理室長 梅田 浩史

係長 山田 大悟

(代表電話) 03(5253)1111

新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について (令和2年2月25日版)

2月25日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。(2月25日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、2月21日報から下線部分を更新しました。)

2月22日に、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から89名(うち日本人70名)の方が下船し、税務大学校和光校舎(埼玉県和光市)へ移動しました。また、2月23日に患者が死亡されました。

国内では、2月21～24日に今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の患者60名(80例目から139例目)、無症状病原体保有者2名、陽性確定例(症状有無確認中)1名の報告がありました。

1. 国内の状況について

2月25日12:00現在、139例の患者、16例の無症状病原体保有者、陽性確定例1例が確認されている。

【内訳】

- ・患者139例(国内事例128例、チャーター便帰国者事例11例)
- ・無症状病原体保有者16例(国内事例12例、チャーター便帰国者事例4例)
- ・陽性確定例1例(※症状有無確認中の方)

うち日本国籍121名、調査中18名である。

	PCR検査実施人数	PCR検査陽性者 (うち湖北省滞在歴がある者)	うち無症状者			うち有症状者						症状有無確認中	
			うち退院した者	うち入院中の者		うち退院した者	うち入院中の者	うち軽～中等症の者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者	うち確認中	うち死亡者		
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	1,017人	140* ¹ (12)	12	1	11	128	17	110	58	14	38	1	1
チャーター便帰国者事例 (水際対策で確認)	829人* ²	15 (14)	4	3	1	11	6	5	4	0	1	0	0
合計	1,846人	156 (26)	16	4	12	139	23	115	62	14	39	1	1

※1 うち日本国籍106名

※2 付添1名を含む。

なお、国内事例のPCR検査実施人数は、疑似症報告制度の枠組みの中で報告が上がった数を計上しており、各自治体で行った全ての検査結果を反映しているものではない（退院時の確認検査や、疑似症報告に該当しない検査などは含まれていない）。

①国内事例（②チャーター便帰国者を除く） 【※詳細は別添1参照】

- ・患者128例、無症状病原体保有者12例
- ・2月24日18時時点までに疑似症サーベイランスおよび積極的疫学調査に基づき、計1,017件の検査を実施。そのうち140例が陽性。795例が陰性、82例が結果待ち。
- ・上記患者のうち入院中または入院予定110名、退院17名、死亡1名。
- ・無症状病原体保有者12名は入院中または入院予定11名、退院1名。

②チャーター便帰国者に係る発生状況

（水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者）

【※詳細は別添2参照】

- ・患者11例、無症状病原体保有者4例
- ・患者のうち入院中5名、退院6名。
- ・無症状病原体保有者4名のうち、入院中1名、退院3名。

2. クルーズ船での発生状況について

- ・2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、延べ3,894名について、新型コロナウイルスに関する検査を実施したところ、陽性が確認されたのは691名（うち無症状病原体保有者延べ380名）。

(※) なお、本件については、WHOの各国の発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個（その他）の件数として取り扱われています。

- ・ 船内支援として医師、看護師、薬剤師を船内に派遣し、医薬品等の配布・相談対応を行っています。

3. 国民の皆様へのメッセージ

今後とも中国等の発生状況を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

厚生労働省のこれまでの対応については、別添3をご参照ください。

◆国民の皆様へのメッセージ

○国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

【相談後、医療機関にかかるときのお願い】

○帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療

機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

○イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html

○本日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されました。

詳細は下記でご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- ・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- ・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- ・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握(サーベイランス(発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認めるPCR検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに PCR 検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の 具体化に向けた見解

2020年2月24日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

1. 緒言

この専門家会議は、新型コロナウイルス感染症の対策について、医学的な見地から助言等を行うため、適宜、政府に助言をしてきました。

我々は、現在、感染の完全な防御が極めて難しいウイルスと闘っています。このウイルスの特徴上、一人一人の感染を完全に防止することは不可能です。

ただし、感染の拡大のスピードを抑制することは可能だと考えられます。そのためには、これから1-2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります。仮に感染の拡大が急速に進むと、患者数の爆発的な増加、医療従事者への感染リスクの増大、医療提供体制の破綻が起こりかねず、社会・経済活動の混乱なども深刻化する恐れがあります。

これからとるべき対策の最大の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡数を減らすことです。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、我々がどのように現状を分析し、どのような考えを持っているのかについて、市民に直接お伝えすることが専門家としての責務だと考え、この見解をとりまとめることとしました。なお、この内容はあくまでも現時点の見解であり、随時、変更される可能性があります。

2. 日本国内の感染状況の評価

2019年12月初旬には、中国の武漢で第1例目の感染者が公式に報告されていますが、武漢の封鎖は2020年1月23日でした。したがって、その間、武漢と日本の間では多数の人々の往来があり、そのなかにはこのウイルスに感染していた人がいたと考えられます。

既に、国内の複数の地域から、いつ、どこで、誰から感染したかわからない感染例が報告されてきており、国内の感染が急速に拡大しかねない状況にあります。したがって、中国の一部地域への渡航歴に関わらず、一層の警戒が必要な状況になってきました。

このウイルスの特徴として、現在、感染を拡大させるリスクが高いのは、対面で人と人の距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離)が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境だと考えられます。我々が最も懸念していることは、こうした環境での感染を通じ、一人の人から多数の人に感染するような事態が、様々な場所で、続けて起きることです。

3. これまでに判明してきた事実

(1) 感染者の状況

新型コロナウイルスに感染した人は、ほとんどが無症状ないし軽症であり、既に回復している人もいます。

国内の症例を分析すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える人が多いです。

しかしながら、一部の症例は、人工呼吸器など集中治療を要する、重篤な肺炎症状を呈しており、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されています。現時点までの調査では、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いと考えられます。

(2) 感染経路などについて

これまでに判明している感染経路は、咳やくしゃみなどの飛沫感染と接触感染が主体です。空気感染は起きていないと考え

ています。ただし、例外的に、至近距離で、相対することにより、咳やくしゃみなどがなくても、感染する可能性が否定できません。

無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例があるなど、感染力と重症度は必ずしも相関していません。このことが、この感染症への対応を極めて難しくしています。

(3) PCR検査について

PCR検査は、現状では、新型コロナウイルスを検出できる唯一の検査法であり、必要とされる場合に適切に実施する必要があります。

国内で感染が進行している現在、感染症を予防する政策の観点からは、全ての人にPCR検査をすることは、このウイルスの対策として有効ではありません。また、既に産官学が懸命に努力していますが、設備や人員の制約のため、全ての人にPCR検査をすることはできません。急激な感染拡大に備え、限られたPCR検査の資源を、重症化のおそれがある方の検査のために集中させる必要があると考えます。

なお、迅速診断キットの開発も、現在、鋭意、進められています。

(4) 医療機関の状況

首都圏を中心とした医療機関の多くの感染症病床は、ダイヤモンド・プリンセス号の状況を受けて、既に利用されている状況にあります。感染を心配した多くの人々が医療機関に殺到すると、医療提供体制がさらに混乱する恐れがあります。また、医療機関が感染を急速に拡大させる場所になりかねません。

4. みなさまにお願いしたいこと

この1～2週間の動向が、国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際であると考えています。そのため、我々市民がそれぞれできることを実践していかねばなりません。

特に、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養してください。ただし、以下のような場合には、決して我慢することなく、直ちに都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
 - 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

また、症状のない人も、それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触(互いに手を伸ばしたら届く距離)が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避して下さい。症状がなくても感染している可能性があります。心配だからといって、すぐに医療機関を受診しないで下さい。医療従事者や患者に感染を拡大させないよう、また医療機関に過重な負担とならないよう、ご注意ください。

教育機関、企業など事業者の皆様も、感染の急速な拡大を防ぐために大切な役割を担っています。それぞれの活動の特徴を踏まえ、集会や行事の開催方法の変更、移動方法の分散、リモートワーク、オンライン会議などのできる限りの工夫を講じるなど、協力してください。

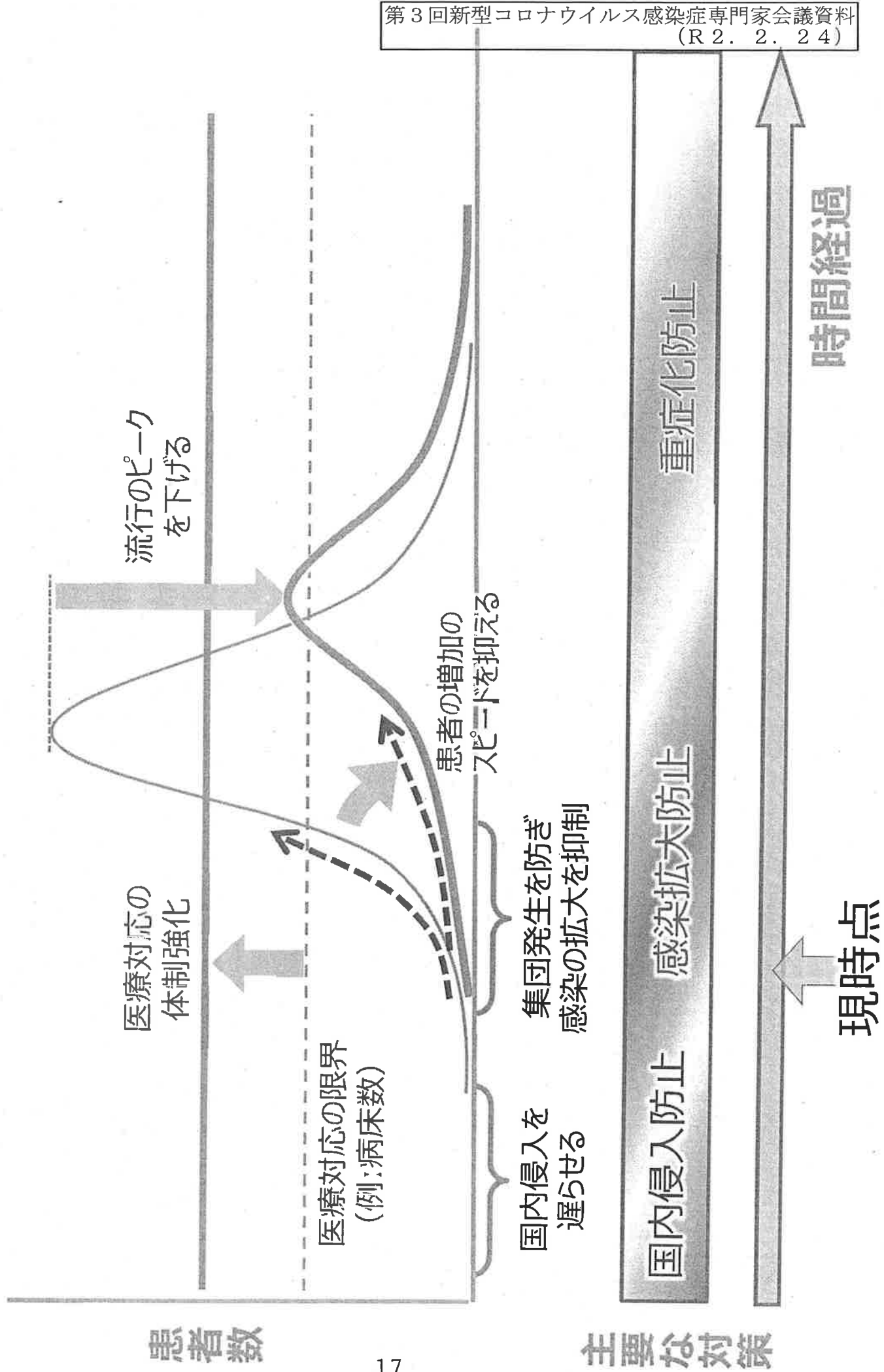
以上



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

新型コロナウイルス対策の目的 (基本的な考え方)

資料 2



新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準（案）

令和2（2020）年2月26日
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の重要な局面にあることに鑑み、今年度末までに県が主催するイベントの開催基準を、以下のとおり定める。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

1 開催基準

(1) 屋内イベントのうち、不特定の方が集まるもの又は食事を提供するものは、原則として、延期又は中止する。

ただし、この期間に実施する必要がある、実施日の変更が困難なものについては、感染防止対策を十分に講じた上で実施する。

(2) 屋外イベントのうち、食事を提供するものは、原則として、延期又は中止する。

(3) 上記(1)又は(2)に該当しない屋内又は屋外イベントについては、以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行い、判断する。

実施する場合には、感染防止対策を十分に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止する。

- ア 開催規模（参加人数）
- イ 開催場所（換気の状態）
- ウ 開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- エ 参加者同士の距離（近距離又は対面）
- オ 参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者）
- カ 不特定多数か否か

2 イベントを開催する場合の感染防止対策

イベントを開催する場合は、以下の感染防止対策を講じることとする。

- (1) 発熱や咳等の風邪症状がある人に参加を控えるよう要請
- (2) 高齢者や基礎疾患のある方等、感染リスクの高い方に参加を控えるよう要請
- (3) こまめな手洗いや咳エチケットなどの周知
- (4) アルコール消毒液を会場入口等に設置
- (5) 屋内イベントでの定期的な換気
- (6) 相互接触の機会を減らす、対面での会話機会を極力減らすなどの実施内容の変更

3 その他

- (1) 県が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。
- (2) 市町、関係団体、民間等が実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。

栃木県

TOCHIGI PREFECTURE

ホーム > 中止・延期したイベント等

更新日: 2020年2月25日

中止・延期したイベント等

※国内での新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、中止又は延期とした県主催等のイベント、講演会、説明会等を掲載しています

2月25日(火曜日)15時時点

県民生活部

日時	イベント名	開催場所	中止・延期情報	問合せ先
3月1日(日曜日) 13時～16時25分	とちぎユースチャレンジ応援事業活動成果報告会	青少年センター	中止	人権・青少年男女参画課 TEL028-623-3076

保健福祉部

日時	イベント名	開催場所	中止・延期情報	問合せ先
2月26日(水曜日) 18時30分～20時	血液製剤使用の適正化推進講演会	栃木県総合文化センター(第1会議室)	延期	薬務課 TEL028-623-3119
2月27日(木曜日) 13時30分～15時30分	難病等生活支援関係者連絡会議	安足健康福祉センター(大会議室)	中止	安足健康福祉センター TEL0284-41-5895
3月1日(日曜日) 13時30分～15時	犬譲渡事前講習会(3月開催分)	動物愛護指導センター	中止	動物愛護指導センター TEL028-684-5458
3月2日(月曜日) 11時30分～13時30分	ナイスハートバザールin芳賀庁舎	芳賀庁舎	中止	障害福祉課 TEL028-623-3020
3月3日(火曜日) 13時30分～15時30分	子犬譲渡会(3月開催分)	動物愛護指導センター	中止	動物愛護指導センター TEL028-684-5458
3月3日(火曜日) 14時～15時30分	栃木県温泉講習会	栃木県庁研修館(講堂)	中止	薬務課 TEL028-623-3119
3月4日(水曜日) 11時30分～13時30分	ナイスハートバザールin県庁生協	県庁舎	中止	障害福祉課 TEL028-623-3020
3月4日(水曜日) 16時～17時	自殺予防対策街頭キャンペーン	JR小山駅	中止	県南健康福祉センター TEL0285-22-6192
3月4日(水曜日)、 3月5日(木曜日) 10時～16時	社会福祉施設採用内定者研修	とちぎ福祉プラザ(福祉研修室AB)	中止	保健福祉課(栃木県社会福祉協議会福祉人材・研修センター) TEL028-623-3047 (028-643-3300)
3月5日(木曜日) 16時～17時	自殺予防対策街頭キャンペーン	オータニ野木店	中止	県南健康福祉センター TEL0285-22-6192

3月6日(金曜日) 16時～17時	自殺予防対策街頭キャンペーン	ヨークベニマル石橋店	中止	県南健康福祉センター TEL0285-22-6192
3月8日(日曜日) 10時30分～11時30分	犬のしつけ方教室(レベル2)(1回目)	動物愛護指導センター	延期	動物愛護指導センター TEL028-684-5458
3月9日(月曜日) 13時～16時	若年層自殺予防対策支援機関職員等研修会	小山庁舎4階大会議室	中止	県南健康福祉センター TEL0285-22-6192
3月9日(月曜日)、3月10日(火曜日) 9時45分～16時15分	介護サービス事業者に対する集団説明会	3月9日:栃木県庁東館(講堂) 3月10日:宇都宮市文化会館(大ホール)	中止	高齢対策課 TEL028-623-3149
3月10日(火曜日) 13時30分～16時40分	HACCP技術研修会	県庁東館講堂	中止	生活衛生課 TEL028-623-3114
3月12日(木曜日) 16時～17時	自殺予防対策街頭キャンペーン	KASUMI上三川店	中止	県南健康福祉センター TEL0285-22-6192
3月13日(金曜日) 12時30分～15時30分	栃木県シルバー大学校創立40周年記念事業	宇都宮市文化会館大ホール	中止	高齢対策課 TEL028-623-3048
3月15日(日曜日) 10時30分～11時30分	犬のしつけ方教室(レベル2)(2回目)	動物愛護指導センター	延期	動物愛護指導センター TEL028-684-5458
3月15日(日曜日) 13時30分～14時30分	犬のしつけ方教室(レベル1)(1回目)	動物愛護指導センター	中止	動物愛護指導センター TEL028-684-5458
3月18日(水曜日)～20日(金曜日) 10時～18時 ※初日は11時から 最終日は16時まで	世界ダウン症の日 JDS栃木支部啓発展	ベルモール	中止	障害福祉課 TEL028-623-3053 (日本ダウン症協会栃木支部 TEL028-634-7435)

産業労働観光部

日時	イベント名	開催場所	中止・延期情報	問合せ先
3月2日(月曜日) 13時～16時	とちぎUIターン求人企業合同説明会	大田区産業プラザPiO(東京都大田区南蒲田1-20-20)	中止	労働政策課 TEL028-623-3224

農政部

日時	イベント名	開催場所	中止・延期情報	問合せ先
2月26日(水曜日) 13時30分～16時30分	施設園芸スーパーコーチ派遣事業 受講者ワークショップ	ニューみくら会議室	延期	生産振興課 TEL028-623-2328
2月26日(水曜日) 13時30分～16時20分	土地利用型農業におけるスマート農業活用研修会	JALしおのや交流館	中止	塩谷南那須農業振興事務所 経営普及部 TEL0287-43-2318
2月28日(金曜日) 10時～12時	第3回いちご新品種「栃木i37号」栽培技術研修会	下野市内生産圃場ほか	延期	生産振興課 TEL028-623-2328
	花と苺のフェスティバル	とちぎ花センター	中止	生産振興課 TEL028-623-2329

2月29日(土曜日)～ 3月1日(日曜日) 9時30分～16時				
3月2日(月曜日) 13時30分～16時30分	スカイベリー・ミルクベリー現地検討会	壬生町内生産圃場ほか	中止	生産振興課 TEL028-623-2328
3月3日(火曜日) 10時～12時	令和元年度農福連携実践農場見学会in 塩谷南那須	農業生産法人(株)和みの 杜 干し芋工場	中止	塩谷南那須農業振興事務 所企画振興部 TEL0287-43-1252
3月5日(木曜日) 13時30分～16時30分	にら生産技術セミナー	県庁北別館	中止	生産振興課 TEL028-623-2328
3月5日(木曜日) 8時45分～16時50分	加工業務用野菜現地ツアー	埼玉県内の野菜関連企業 ほか	中止	塩谷南那須農業振興事務 所企画振興部 TEL0287-43-1252
3月6日(金曜日) 13時30分～16時30分	塩谷南那須地域6次産業化講演会・研修 会	喜連川商工会館研修室	中止	塩谷南那須農業振興事務 所企画振興部 TEL0287-43-1252
3月11日(水曜日) 13時～15時30分	令和元(2019)年度成果発表会及び水産 用医薬品適正使用説明会	栃木県総合教育センター	延期	水産試験場 TEL0287-98-2888
3月16日(月曜日) 13時30分～16時30分	スカイベリー現地検討会	大田原市内生産圃場ほか	中止	生産振興課 TEL028-623-2328
3月17日(火曜日) 13時30分～15時	第2回栃木県中山間地域活性化講演会	栃木県庁 研修館講堂	中止	農村振興課 TEL028-623-2334

警察本部

日時	イベント名	開催場所	中止・延期 情報	問合せ先
2月29日(土曜日) 13時～17時	体験型業務説明会	栃木県警察学校	中止	警務課人事係 TEL028-621-0110(2653～ 2655)

お問い合わせ

広報課
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館3階
電話番号:028-623-2191
ファックス番号:028-623-2160
Email: kouhou@pref.tochigi.lg.jp

栃木県庁 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 電話番号:028-623-2323

Copyright (C) Tochigi Prefecture. All Rights Reserved.

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談

相談日	相談者					相談内容(重複可)			中国語等での相談件数
	一般住民	市町 (庁内含む)	医療機関	その他	計	一般相談	医療相談	計	
1/14	0	0	2	0	2	2	2	4	0
1/15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/16	0	0	0	1	1	3	0	3	0
1/17	0	0	1	1	2	0	0	0	0
1/18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1/21	0	0	0	1	1	3	0	3	0
1/22	0	0	0	1	1	1	0	1	0
1/23	1	1	2	0	4	3	2	5	0
1/24	4	5	7	1	17	19	6	25	0
1/25	2	1	0	0	3	1	2	3	0
1/26	0	2	0	0	2	1	1	2	0
1/27	6	13	11	4	34	26	12	38	0
1/28	18	14	12	3	47	46	15	61	0
1/29	20	9	10	6	45	45	16	61	0
1/30	32	7	19	5	63	52	30	82	0
1/31	42	14	25	13	94	70	31	101	0
2/1	6	0	2	0	8	7	3	10	0
2/2	2	0	0	0	2	1	1	2	0
2/3	60	9	15	11	95	64	40	104	0
2/4	25	7	8	7	47	43	12	55	0
2/5	28	2	4	4	38	31	18	49	0
2/6	30	3	10	2	45	35	24	59	0
2/7	25	8	5	1	39	28	14	42	1
2/8	4	0	1	1	6	1	5	6	0
2/9	6	0	1	0	7	5	5	10	0
2/10	30	8	4	4	46	40	15	55	0
2/11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2/12	23	0	5	4	32	29	11	40	0
2/13	25	2	5	1	33	16	22	38	0
2/14	63	1	17	7	88	67	30	97	0
2/15	11	0	8	0	19	8	15	23	0
2/16	9	0	3	0	12	5	11	16	0
2/17	103	5	24	5	137	89	63	152	0
2/18	100	7	14	7	128	86	60	146	0
2/19	108	7	14	4	133	91	65	156	0
2/20	83	5	12	6	106	70	48	118	0
2/21	89	7	25	7	128	79	65	144	0
2/22	72	0	13	0	85	51	38	89	0
2/23	203	6	4	26	239	179	73	252	0
2/24	150	1	9	1	161	83	97	180	0
計	1380	144	292	134	1950	1380	852	2232	1

新型コロナウイルス感染症の検査実施状況一覧

令和2(2020)年2月26日12時時点

1 県実施分

検査日	件数	(うち疑似症サーベイランスによるもの)
1月27日	1	(1)
2月1日	2	(0)
2月14日	2	(2)
2月15日	2	(2)
2月18日	1	(1)
2月19日	3	(3)
2月20日	5	(5)
2月21日	3	(3)
2月22日	2	(2)
2月23日	5	(5)
2月24日	1	(1)
2月25日	3	(3)
合計	30	(28)

2 宇都宮市実施分

検査日	件数	(うち疑似症サーベイランスによるもの)
2月4日	1	(0)
2月15日	1	(1)
2月16日	1	(0)
2月17日	3	(3)
2月18日	2	(2)
2月19日	0	(0)
2月20日	1	(1)
2月21日	2	(2)
2月22日	0	(0)
2月23日	1	(1)
2月24日	0	(0)
2月25日	1	(1)
合計	13	(11)

県+宇都宮市 合計	43	(39)
-----------	----	------

令和 2 (2020) 年 2 月 26 日

各市町長 様
(危機管理主管課・感染症対策主管課)

栃木県保健福祉部長

第 2 回新型コロナウイルス感染症に係る県・市町連携会議の開催について

本県の保健福祉行政の推進については、日頃から特段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症への対応について、県及び市町の間で情報を共有し連携して取り組むため、標記会議を開催いたします。

御多忙の中、大変恐れ入りますが、貴所属の職員の出席について、特段の御配慮くださるようお願いいたします。

なお、会議への出席者報告(別紙様式)本日(2月26日(水))17時までに、健康増進課担当宛て、メールにより報告くださるようお願いいたします。

記

1 日 時 令和 2 (2020) 年 2 月 27 日 (木) 16 時から

2 場 所 栃木県庁東館 4 階講堂

3 議 題

- (1) 県主催イベント開催基準について
- (2) 情報共有について
- (3) 相談対応について
- (4) 学校等における患者発生時の対応について
- (5) その他

4 その他

体調のすぐれない方は、代理出席や欠席を御検討ください。

※ 会議結果は後日共有させていただきます。また、当日急遽欠席となる場合の御連絡は不要です。

健康増進課 感染症・新型インフルエンザ対策担当 (青柳・布川) TEL 028-623-3089 E-mail aoyagim1901@pref.tochigi.lg.jp, nunokawaa01@pref.tochigi.lg.jp

高教第 1155 号
令和 2 (2020) 年 2 月 25 日

各県立学校長 様

高校教育課長

新型コロナウイルス感染症に係る卒業式などの学校行事等における対応について

学校における感染症対策については、日頃より御尽力いただきありがとうございます。

先般、本県においても新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。

これまでも各学校には感染症防止について万全を期して対応いただいているところですが、卒業式などの学校行事等の実施に際し、風邪のような症状のある方には出席を御遠慮いただくよう依頼するなどの対応を取るとともに、各学校の実情に応じて、下記の感染防止の対応例を参考に、時間短縮等の工夫も含め対策を講じてくださるようお願いいたします。

なお、今後の状況により、緊急に対応を依頼することもあり得ますことを御承知おきください。

記

<感染防止の対応例>

- ・手洗いや咳エチケット徹底の出席者への呼びかけ
- ・会場のこまめな換気
- ・式典中のマスク着用の許可
- ・祝辞等の簡略化
- ・消毒液の設置
- ・出席者の制限（在校生や来賓等）
- ・呼名等の省略

（ 指 導 担 当 ）
TEL:028-623-3382

